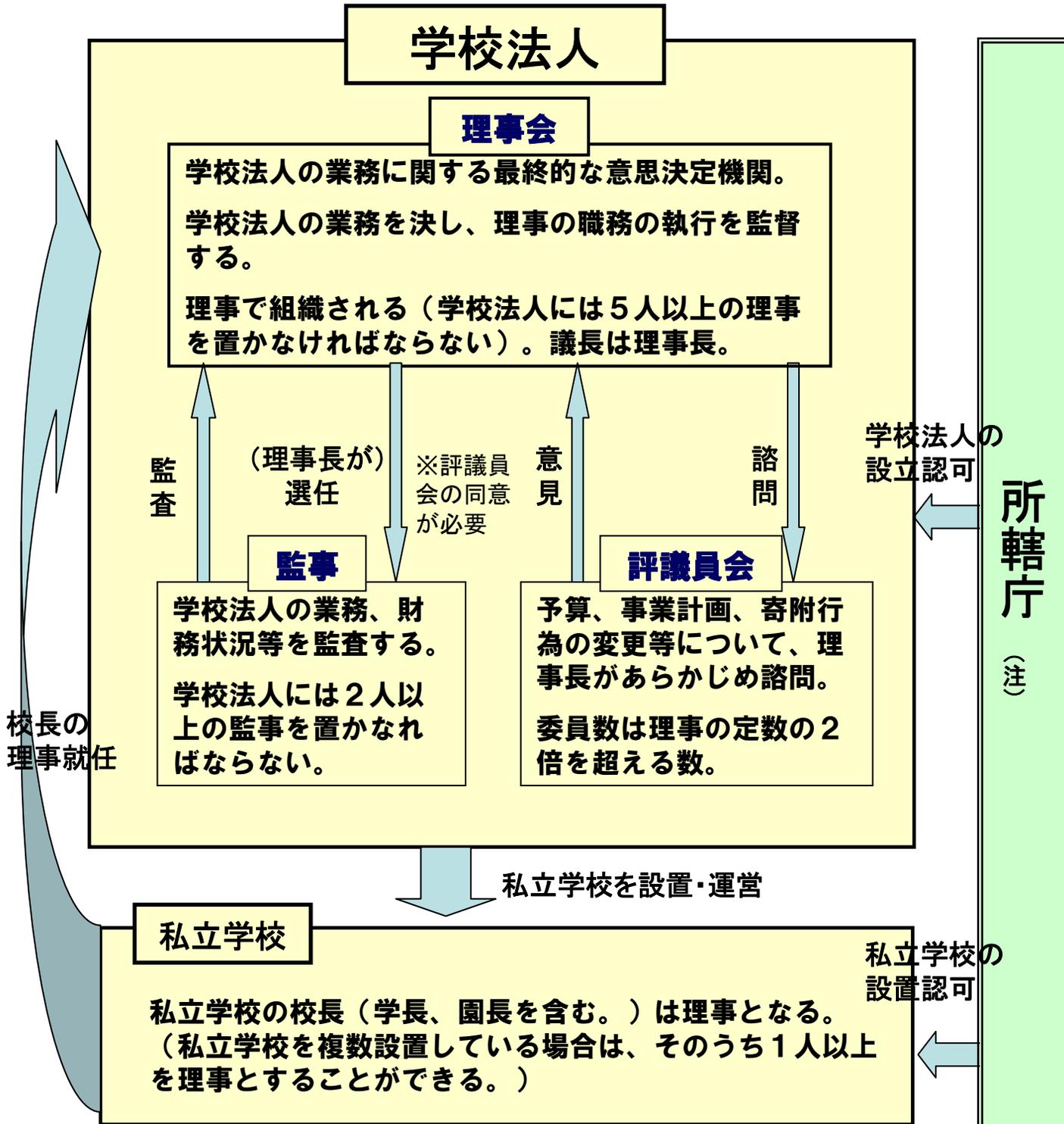


学校法人の仕組み



(注) 所轄庁の区分

〈学校法人〉

○大学・高等専門学校を設置する学校法人：文部科学大臣

○大学・高等専門学校以外の学校（幼、小、中、高等）のみを設置する学校法人：都道府県知事

〈学校〉

○大学・高等専門学校：文部科学大臣

○大学・高等専門学校以外の学校（幼、小、中、高等）：都道府県知事